



# 鳥取県公報

平成 26 年 1 月 17 日 (金)  
第 8 5 6 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (40) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (41) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (42) (経済産業総室) . . . . . 2
	公の施設の指定管理者の指定 (43) (農政課) . . . . . 4
	地域森林計画の決定 (44) (林政企画課) . . . . . 4
	地域森林計画の変更 (2件) (45・46) (〃) . . . . . 4
	公共測量の実施 (47) (技術企画課) . . . . . 4
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (48) (空港港湾課) . . . . . 5
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (49) (会計指導課) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (50) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (51) (〃) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	平成25年11月1日
ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	〃

## 鳥取県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
野口産婦人科クリニック	鳥取市西品治836-2	平成25年9月30日
田村医院	鳥取市掛出町11-1	平成25年11月30日

### 2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	平成25年10月31日
ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	〃

## 鳥取県告示第42号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス湯梨浜店

東伯郡湯梨浜町大字田後356-1 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年 8 月28日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,965平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 90台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 32台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
    - イ 面積 50平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 8 の書類に記載のとおり
    - イ 容量 13.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 3か所
    - イ 位置 8 の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
終日
- 7 届出年月日  
平成25年12月27日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成26年 1 月17日から 4 月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所地域振興局  
東伯郡湯梨浜町大字久留19-1 湯梨浜町産業振興課
- 11 意見書の提出

湯梨浜町の区域内に居住する者、湯梨浜町において事業活動を行う者、湯梨浜町の区域をその地区とする商工会その他の湯梨浜町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第43号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立農村総合研修所	鳥取県農業協同組合中央会 会長 高見 俊雄 鳥取市末広温泉町723	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

#### 鳥取県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第47号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成26年1月6日から同年3月20日まで
- 3 作業地域 境港市

**鳥取県告示第48号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取港（千代地区）入出港船舶航行安全対策検討委員会	鳥取港に入出港する大型客船等の航行における安全対策に関する事項	平成26年1月17日から同年11月30日まで	空港港湾課

**鳥取県告示第49号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成26年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
647	行政書士 平田由枝	名称	行政書士 平田由枝	行政書士 平田健	平成26年1月1日

**鳥取県告示第50号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年1月17日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	---------

株式会社あーち	福祉用具あーち	境港市上道町 2181 - 4	平成26年 1 月 20 日	福祉用具貸与、特定 福祉用具販売
---------	---------	--------------------	----------------	---------------------

**鳥取県告示第51号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により、次のとおり告示する。

平成 26 年 1 月 17 日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社あーち	福祉用具あーち	境港市上道町 2181 - 4	平成26年 1 月 20 日	介護予防福祉用具貸 与、特定介護予防福 祉用具販売